

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津美里町(以下「町」という。)が会津美里町電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う建設工事並びに建設工事に関連する測量、設計、調査及びコンサルタント等の業務委託の入札手順に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号。以下「規則」という。)及び会津美里町事後審査型制限付一般競争入札取扱要領(平成19年会津美里町訓令第6号。以下「取扱要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 町がコンピュータとコンピュータネットワークを使用して入札から落札者決定までの事務を行うための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらずに入札用紙をもって行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (5) 電子入札対象入札 電子入札の対象となる入札をいう。
- (6) 入札参加者 電子入札対象入札に参加しようとする者をいう。
- (7) 電子くじ 「電子くじ入力番号」及び入札書提出時間等により、電子入札システムが「電子くじ番号」を自動計算し、落札候補者の順位を決定する仕組みをいう。
- (8) 落札候補者 取扱要領第12条第4項前段に規定する落札候補者をいう。
- (9) 落札者 制限付一般競争入札による場合においては、取扱要領第15条に規定する落札者をいい、指名競争入札による場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。

(電子入札対象入札)

第3条 電子入札対象入札は、次に掲げる入札とする。

- (1) 制限付一般競争入札の方法による場合 取扱要領第2条前段に規定する設計金額が200万円を超える建設工事
- (2) 指名競争入札の方法による場合 設計金額が100万円を超える測量、設計、調査及びコンサルタント等の業務委託

(電子入札対象入札のシステム利用の原則)

第4条 電子入札対象入札は、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとし、原則として、紙入札及び紙による辞退届の提出(以下「紙入札等」という。)は認めない。

2 電子入札対象入札の実施において、入札参加者に対する入札手続に関連する各種通知等は、原則として、電子入札システムを利用して行う。

(紙入札等を承諾する場合)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、電子入札対象入札への紙入札等を行うことができる。

- (1) 入札参加者の責めによらないICカードの事故等により電子入札システムにログインすることができない場合
- (2) その他入札参加者の責めによらない場合で、紙入札等を行うことが真にやむを得ないと認められる場合
(電子入札システムの利用時間)

第6条 電子入札システムの利用時間は、原則として、午前8時30分から午後8時までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める祝日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(電子入札システムへの利用者登録)

第7条 入札参加者(会津美里町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成23年会津美里町告示第85号。以下「特定建設工事共同企業体取扱要綱」という。)第2条に規定する特定建設工事共同企業体を除く。)は、会津美里町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成17年会津美里町告示第25号)第5条第1項に規定する有資格者名簿に登録された者(以下「事業者」という。)でなくてはならない。

2 入札参加者は、電子入札に使用できるICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ICカードの更新又は追加等を行った場合も同様とする。

3 入札参加者が電子入札において使用することができるICカードは、入札参加者(特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体を代表する構成員)の代表者又は当該代表者から入札に関する一切の権限について委任を受けた者のICカードとする。

(電子入札の公告及び通知事項)

第8条 町長は、電子入札対象入札については、規則第112条に規定する公告(以下「入札公告」という。)又は規則第123条に規定する通知(以下「指名通知」という。)において、規則第112条第10号に規定するその他必要な事項として、次に掲げる事項を併せて公告又は通知するものとする。

(予定価格等の登録)

第9条 町長は、電子入札を執行しようとするときは、当該入札を行う前に次の各号に掲げる金額を電子入札システムに登録するものとする。

(1) 規則第118条第2項に規定する予定価格

(2) 規則第120条第2項に規定する最低制限価格

(3) 会津美里町低入札価格調査事務処理試行要領(平成21年会津美里町訓令第7号。以下「試行要領」という。)

第2条第2項に規定する調査基準価格及び試行要領第8条第1項に規定する失格基準価格

(設計図書等の閲覧)

第10条 電子入札対象入札の設計図書等の閲覧は、原則として、電子入札の入札参加者が電子入札システムからダウンロードすることにより行うものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第11条 電子入札対象入札の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答については、次の各号によるものとする。

(1) 質問は、入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という。)で示す日時までに、電子入札システムにより行うものとする。

(2) 質問の回答は、入札公告等で示す日時までに、原則として、電子入札システムにより行うものとする。

(電子入札システムによる手続)

第12条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書及び入札公告の際に掲載する工事費内訳書については入札期間内に提出するものとする。ただし、指名競争入札による場合においては、工事費内訳書の提出は不要とする。

2 前項の提出時間は、第6条の利用時間内とする。ただし、入札期間末日の提出時間は、午後5時15分までとする。

3 入札書には、入札金額、電子くじ入力番号等必要な事項を全て入力し、工事費内訳書をあわせて提出するものとする。この場合において、当該工事費内訳書を提出する入札参加者は、工事費内訳書の電子ファイルにコンピュータウイルスが存在しないことを確認した上で提出しなければならない。

4 町は、入札期間の終了と同時に電子入札を締め切るものとする。

5 提出された入札書及び工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札参加者からの申出により町長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

6 入札書の提出が適正にされなかったときは、不参加又は辞退とみなす。

7 入札参加者は、入札書等を提出した以降は、辞退届を提出することができない。ただし、入札参加者からの申出により町長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

8 指名競争入札参加者が入札を辞退するときは、入札期間に限り電子入札システムにより辞退届を提出することができる。

(紙入札等の手続)

第13条 第5条の規定によりやむを得ず紙入札を希望する入札参加者は、入札公告等で定める開札日(以下「開札日」という。)の前日の午前8時30分から午前10時までの間に紙入札承認願(様式第1号)を総務課管財契約係に電子メール又はファクシミリ(以下「電子メール等」という。)で提出しなければならない。この場合において、入札参加者は、総務課管財契約係に受信確認を行わなければならない。

2 町長は、前項に定める紙入札承認願の提出があつた場合、紙入札の理由が第5条に定める場合に該当するかどうかを確認し、開札日の前日の午前12時までに当該入札参加者に対し、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書(様式第2号)により、不承認とする場合は紙入札不承認通知書(様式第3号)により不承認の理由を明らかにして、電子メール等で通知するものとする。

3 前項の承認を受けた入札参加者は、紙入札用入札書(様式第4号)に必要事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ使用印として町に届け出た印鑑に限る。)した上で、前条に定める工事費内訳書とともに、開札日の午前8時30分から午前9時までに入札公告等で定める開札場所までに持参のうえ、提出しなければならない。

4 前項に規定する紙入札用入札書等の記載金額及び電子くじ入力番号は、町職員が電子入札システムに入力するものとする。この場合において、当該入札書に電子くじ入力番号の記載がない場合又は数字以外の文字や記号が記載されている場合の電子くじ入力番号は、一律「999」とする。

5 紙入札用入札書及び工事費内訳書が第3項に定める時刻を過ぎて提出された場合、当該入札書及び工事費内訳書は受理しない。

- 6 第3項の入札書及び工事費内訳書の提出後は、当該入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 7 第2項の承認を受けた入札参加者より第3項に規定する時刻までに紙入札用入札書等が提出されない場合は、入札等の辞退とみなす。
- 8 入札執行者は、紙入札書を開札日時まで厳重に保管するものとし、開札時に電子入札システムへの入札金額等の入力を行う。
(入札回数)

第14条 電子入札に付した場合の入札執行回数は、原則として、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回までとする。
(再度の入札)

第15条 電子入札に付した場合において、最初の入札において落札候補者又は落札者が決定しなかった場合における再度の入札は、その入札期限及び開札日等について、最初の入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。この場合において、第5条の規定に基づく承認を受けた入札参加者に対しては、電子メール等により通知するものとする。

- 2 第5条の規定に基づく承認を受けた当該者は、紙入札用入札書に必要事項を記入し、記名押印をしたうえで、通知で指定する日時までに総務課管財契約係に提出するものとする。
- 3 再度の入札に参加できる者は、最初の入札参加者のうち失格又は無効の入札書を提出していない者とする。
(開札及び同価格入札の取扱い)

第16条 電子入札の開札は、入札公告等で示す開札日時及び開札場所において、電子入札システムを使用して開札するものとする。この場合において、第13条第3項の規定により紙入札用入札書を提出した者がいるときは、その紙入札用入札書の記載事項を電子入札システムに登録した後に開札をするものとする。

- 2 電子入札は、原則として公開とする。
- 3 電子入札の開札に当たっては、入札参加者及び当該入札等に直接従事しない職員の立会いを不要とすることができるものとする。
- 4 電子入札の入札書等は、電子入札システムのサーバーへの記録がされたときに、町に提出されたものとする。
- 5 落札候補者又は落札者となり得る同価格の入札をした者(施行令第167条の10の2の規定による入札(以下「総合評価方式」という。))による場合にあっては、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者又は落札者の決定を行う。
- 6 制限付一般競争入札における落札候補者の決定後は、取扱要領第14条の規定に基づき入札参加資格の確認等を行い、同要領第15条の規定により落札者を決定する。
- 7 前項の入札参加資格の確認等の過程において、落札候補者の入札価格の次に低い価格を入札した者を落札候補者に決定し審査を行う必要が生じた場合に、当該入札者が2人以上いる場合は、あらためて電子くじにより落札候補者を決定する。この場合において、以降についても同価格入札者の順位を決定する場合は同様とする。
- 8 町は、落札候補者又は落札者を決定したときは、速やかに、入札参加者に対して電子入札システムを使用して通知するとともに、電子入札システムにおいて公表するものとする。
(特定建設工事共同企業体の電子入札への参加)

第17条 特定建設工事共同企業体取扱要綱第2条に規定する特定建設工事共同企業体が電子入札に参加しようとする場合は、電子入札による入札書の提出のほか特定建設工事共同企業体取扱要綱第11条に規定する次の書類を電子入札システムにより提出しなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) その他当該工事において定められた要件を確認するための資料
- (4) その他町長の指定する書類
(総合評価方式を適用する工事の電子入札)

第18条 総合評価方式を適用する工事の電子入札において、入札参加者は、電子入札による入札書の提出のほか会津美里町総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領(平成21年会津美里町訓令第5号。以下「総合評価落札方式試行要領」という。)第5条第1項各号に規定する書類及び当該工事の入札公告において提出するよう定められた書類(以下「技術・地域貢献評価調書等」という。)に必要事項を記入した上で、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 総合評価方式を適用する工事の電子入札の開札においては、前項により提出された技術・地域貢献評価調書等について、総合評価落札方式試行要領第6条第1項の規定に基づき算定した評価値を、当該入札の開札後に電子入札システムに記録するものとする。
(書面による申請書等の提出)

第19条 第17条及び前条の規定にかかわらず、入札参加者は、申請書等のファイルの容量が3メガバイトを超える場合においては、申請書のみを電子入札システムに記録するものとし、入札公告で求める資料については、総務課管財契約係に郵送又は持参の上、提出するものとする。
(電子入札の無効)

第20条 電子入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (2) 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札
- (3) 第12条に定める工事費内訳書の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
- (4) 第12条に定める工事費内訳書の各小計額又は合計額が誤っている入札
- (5) 第12条に定める工事費内訳書が添付されていない入札又は指定された工事費内訳書とは異なる内容の書類が添付された入札
- (6) 第12条に定める工事費内訳書において明らかに積算の事実が確認できない入札
- (7) 総合評価方式における次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する入札
 - ア 提出期限までに技術・地域貢献評価調書等の提出がされない、又は提出期限後に到着した入札
 - イ 同一入札事項について同一人が2通以上の技術・地域貢献評価調書等を提出した入札
 - ウ 前条に規定する提出方法以外で技術・地域貢献評価調書等を提出した入札
 - エ 技術・地域貢献評価調書等の提出用封筒記載の工事名又は差出人名と同封された技術・地域貢献評価調書等の工事名又は申請者名が異なる入札
 - オ 技術・地域貢献評価調書等の提出用封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
 - カ 技術・地域貢献評価調書等の提出用封筒に入札書又は工事費内訳書が同封された入札

(落札者の決定の保留)

第21条 町長は、次に掲げる場合は、落札者の決定を保留し、電子入札システムにより入札者に通知するものとする。この場合において、第5条の規定に基づく承認を受けた入札参加者に対しては、電子メール等により通知するものとする。

- (1) 事後審査型制限付一般競争入札における落札候補者の資格審査をするとき。
- (2) 総合評価落札方式で行う入札において、開札後に総合評価点の算出を行うとき。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が所要の調査があると認めるとき。

(落札候補者の資格審査、落札決定等)

第22条 落札候補者は、取扱要領第12条第1項各号に規定する書類及び当該入札公告で示された書類(以下「資格審査申請書等」という。)を、提出を指示された日を含めて2日以内(第6条各号に規定する日を除く。)を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。この場合において、第5条の規定に基づく承認を受けた入札参加者に対しては、電子メール等により通知するものとする。

- 2 落札候補者が提出期限までに資格審査申請書等を提出しないとき、入札参加資格の確認のため町長が行う指示に従わないとき、又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、町長は、当該落札候補者がした入札を無効とし、次順位候補者を落札候補者として資格審査申請書等の提出を求めるものとする。
- 3 資格審査申請書等を提出した落札候補者が、入札参加資格を有するものであることを確認したときは、電子入札システムにより、当該候補者を落札者として決定するものとする。この場合において、その他の入札者の資格確認は行わないものとする。
- 4 指名競争入札による場合は、町長は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

(入札結果の公表)

第23条 電子入札における入札結果については、電子入札システムにより公表するものとするとともに、会津美里町入札結果等公表事務処理要領(平成17年会津美里町告示第32号)の規程により公表するものとする。

(電子入札における帳票)

第24条 電子入札による場合は、電子入札システムにより印刷された帳票を、規則、要綱等に規定する様式とみなす。

(ICカードの不正使用)

第25条 入札参加者がICカードを不正に使用して入札に参加した事実が落札後に判明した場合は、町は契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除することができる。この場合において、町は、ICカードを不正に使用して入札を行った者に対して、会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準(平成18年会津美里町訓令第22号)に基づく指名停止を行うことができる。

(電子入札の延期又は中止)

第26条 町は、次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。

- (1) 町域全域にわたる天災等によりシステム利用が困難な状況
- (2) 広域又は地域的停電
- (3) 町が利用するプロバイダ等に起因する通信障害等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、電子入札の入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害(入札参加者の使用するICカードの紛失若しくは破損又はコンピュータの故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。)

- 2 前項の規定により入札又は開札を延期又は中止したときは、入札中止について公告するとともに、延期又は中止について町のホームページに掲載して周知する。この場合において、必要がある場合には、電話又は電子メール等の連絡可能な手段を使用して、入札又は開札の延期又は中止について当該入札の参加要件に該当する事業者へに通知するものとする。

(免責事項)

第27条 電子入札の実施において、次の各号に掲げる場合は、町は、責任を負わないものとする。

- (1) 入札参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書等の提出が遅延又は不能となる場合若しくは電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において入札参加者に損害が生じた場合
 - (2) コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他者が入札参加者になりすまして入札を行い、当該入札参加者本人に損害が生じた場合
 - (3) 天災、事変その他電子入札システム管理者(町が委託する電子入札システムサービス提供プロバイダをいう。)の責めに帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となって損害が生じた場合
- (その他)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則(令和5年11月24日訓令第20号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津美里町電子入札実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告又は通知する入札から適用し、同日前までに公告又は通知する入札については、なお従前の例による。

附 則(令和6年9月2日訓令第20号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津美里町電子入札実施要綱第3条第2号の規定は、この訓令の施行の日以後に通知する入札から適用し、同日前までに通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日訓令第10号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津美里町電子入札実施要綱第3条の規定は、この訓令の施行の日以後に公告又は通知する入札から適用し、同日前までに公告又は通知する入札については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 13 条関係)

紙入札承認願

年 月 日

会津美里町長

所在地
申込者 商号又は名称
代表者
役職・氏名

このことについて、電子入札システムによる入札案件に下記の理由により入札参加できないため、紙入札による参加を承認願います。

記

件名： _____

(電子入札システムでの参加ができない理由)

☐ ICカードの事故等により、電子入札のシステムにログインすることができない。

《具体的な状況》

()

☐ その他の理由

《具体的な状況》

()

該当の□にチェックを入れて必要事項を記入してください。

様式第2号(第13条関係)

紙入札承認通知書

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加を承認します。

記

1 件名

2 紙入札に関する事項

(1) 入札書(見積書)提出日時

(2) 入札書(見積書)提出場所

(3) 開札日時

(4) その他必要事項

- ・(1)の日時に入札書(見積書)を持参のうえ(2)の提出場所に提出してください。
- ・入札書(見積書)の欄外に、電子くじ番号(3桁の任意の数値)を忘れずに記入してください。

様式第4号(第13条関係)

紙入札用入札書

工事番号 第 号

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 入札保証金

この工事を次の金額で請け負いたいのので申し込みます。

記

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ ただし、入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

電子くじ入力番号

--	--	--

年 月 日

所 在 地
入札者 商号又は名称
 代表者職氏名
印

会津美里町長